

## 小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会 公開規定

### （目 的）

第1条 本規定は、小田川合流点付替え事業環境影響評価フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）規約第5条に規定する、公開方法を定めるものである。

### （委員会の公開方法）

第2条 委員会の議事は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある議事については、委員の合意を得て非公開とする。

2 公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある議事についても、前項と同様の扱いとする。

3 傍聴に必要な事項は別途定める。

4 委員会資料は原則公開とする。なお、希少野生動植物等に指定されている生物の生息・生育場所等が具体的に特定されるおそれがある資料、及び公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある資料については、委員の合意を得て非公開とする。

5 委員会の議事概要は、事務局が取りまとめ、前項で公開することとした資料と合わせて、速やかに国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所WEBサイトにおいて公表する。なお、議事概要は、発言者の氏名及び第1項及び第2項により非公開とした議事に関する内容は除く。

### （委員会の傍聴）

第3条 委員会を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、あらかじめ事務局に申し入れ、許可を得た者に限る。

2 委員会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。

3 委員長は、傍聴者が委員会進行を妨げ、会場の秩序を乱す行為、その他委員会の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者に退室を命じることができる。また、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

4 傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。

### （その他）

第4条 本規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

### （附 則）

本規定は平成30年3月27日から施行する。

令和元年10月9日より、本改訂版を施行する。

令和7年1月30日より、本改訂版を施行する。